

地域障害児支援体制充実のためのICT推進化事業についてのQ&A

NO	質問	回答
1	新規指定を受ける予定の事業所の申請は可能か。	すでに指定を受けている事業所のみ申請が可能です。
2	どのような機器やソフトウェアが対象なのか。	支援現場の業務効率化や職員の負担軽減に貢献する機器やソフトウェアが対象となっております。具体的な説明については、スマート申請の申請項目内で説明を記載していますので、ご確認ください。
3	すでに事業所にある機器の入替・更新を目的とした申請は可能か。	対象外（新規導入の機器のみを協議してください。）
4	既存のシステム等の改修費用は対象になるか。	対象外（あくまで、本事業は導入に係る経費の補助であるため。）
5	事業所におけるシステム等の自社開発費用は対象になるか。	対象外（既存のシステムを事業所向けに個別にカスタマイズする費用も同様。）
6	複数年に渡るソフトウェアの使用権（ライセンス）を購入する場合、購入金額全額が補助対象となるのか。それとも、当該年度分のみが補助対象となるのか。	事業実績報告において機器導入による定量的効果が測定可能である必要があるため、当該年度分のみが補助対象となる。
7	通信環境機器（Wi-Fiルーター）や保守（クラウドサービス）のみの協議は可能か。	対象外（情報端末やソフトウェアの導入に必要なものに限り合わせて協議してください。）
8	同一敷地内で複数のサービス指定を受けている場合は指定ごとに申請が可能か。	左記の場合、1事業所とみなしますので、代表して1つのサービスを選択し申請してください。
9	補助上限について	上限が1事業所100万のため、補助金の上限減額は75万が最大です。国や札幌市の予算の範囲内で補助を行うため、金額について変更となる可能性があります。

10	<p>見積をとった店舗より、購入の時期によっては見積した品物の台数が揃わない可能性があるとの連絡があった。もし、購入時期に見積した機器が在庫切れとなっていた場合は同等機種への変更は可能か？</p>	<p>補助の交付決定後に、申請した機器が廃盤等で入手できない場合には購入前に札幌市と協議を行い、認められた場合にのみ、同等機種への変更を認めます。 他の業者から、見積した品物が購入できる場合は、購入品の変更は認めません。</p>
11	<p>見積書2枚の提出とあるが、検討しているソフトの内容が同じものがなく1社のみになってしまう場合は1枚の提出でも可能でしょうか。</p>	<p>見積書は2社必須となります。可能な限り類似の機能を有しているソフトウェアの見積もりをご用意のうえ、申請をお願いいたします。また、その場合は、機能の違い等を説明欄に記載のうえ、「○○製品の方が●●機能のため当事業所に合っていることから、○○製品の金額で申請する。」など、申請を希望する製品や金額がわかるように申請をお願いいたします。</p>